

建不第1508号
令和3年3月18日

各関係団体の長様

千葉県県土整備部建設・不動産課長
(公印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等について（通知）

令和3年3月18日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、緊急事態宣言を3月21日までで解除することを決定するとともに、基本的対処方針を示しました。

これを受け、本県では、第23回千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、今後の協力要請等を決定し、別添のとおり報道発表しました。

緊急事態宣言は解除されましたが、厳しい状況に変わりはなく、引き続き、感染防止対策の徹底が必要です。

つきましては、当該報道発表の内容について、貴団体の会員に対して速やかに周知いただきますようお願いいたします。

なお、内容については、今後も国の動向、県内及び隣接都県の感染状況等を踏まえ、随時見直しを行ってまいります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抑え、県民の健康と命を守るとともに地域の医療提供体制を維持するため、一層の御協力をお願いします。